

## 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）及び、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和2年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）」に基づき、鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を交付する際の必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学校及び対象となる者)

第2条 専攻科支援金の対象となる学校及び対象となる者は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 対象となる学校

専攻科支援金の対象となる学校は、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の設置する専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすもの。ただし、特別支援学校の専攻科については、③の要件を満たす場合も対象とする。

#### ① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

#### ② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

#### ③ 就労支援に資する教育課程を有するもの（特別支援学校の専攻科に限る。）

### (2) 対象となる者

専攻科支援金の対象となる者は、(1)の高等学校等専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

#### ① 日本国内に住所を有する者 高等学校等専攻科を修了していない者

#### ② 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。

ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・ 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）
- ・ 高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

#### ④ 生計維持者の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるものとして、以下の算式により算出された額（算定基準額）（生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切り捨てまで計算した後、当該額を合算した額。）が以下の区分に該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%－調整控除の額※

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額とな

る。

区分1 生計維持者の算定基準額が100円未満である者

区分2 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く。）

※ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

※ 令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第二百九十二条第一項第九号の規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。

この場合の算式は以下の通り。

【算式】（市町村民税の所得割の課税所得額-12万円）×6%-調整控除の額

ここでいう生計維持者とは、生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

ア 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者

イ 満十八歳となる前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

ウ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

エ イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

#### 【令和3年度以前入学者に係る経過措置について】

令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

例1）令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒

令和4年4月1日時点で全員が成年年齢となり父母の親権に服さなくなるため、令和4年4月1日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、引き続き、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2）令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒

引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

イ 国家資格者養成課程

ウ 就労支援に資する教育課程（特別支援学校の専攻科に限る。）

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、こ

の限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の対象としないこととする。

学校設置者は、支援金の支給を受けようとする生徒が次のア～ウに該当しないことの確認を行い、様式2(1)又は(2)を知事に提出する。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

（支給期間）

第3条 専攻科支援金の支給期間は最大で24月（特別支援学校の専攻科については最大で36月）とする。

ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。また、特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、知事が必要と認めるものについても、同様に当該修業年限までとする。

（専攻科支援金の額）

第4条 専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（区分2に該当する者については、授業料の月額に相当する額の1/2の額。以下同じ。）とする。

ただし、授業料の月額に相当する額が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。

<専攻科支援金の補助対象上限額（円）>

高等学校・中等教育学校		特別支援学校	
区分1	区分2	区分1	区分2
35,600（注）	17,800（注）	35,600	17,800

（注） 私立の高等学校等専攻科通信制課程は区分1が12,100円、区分2が6,050円

例1）私立の高等学校（通信制課程以外）で、授業料の月額に相当する額が38,000円の場合

<区分1>

授業料の月額に相当する額：38,000円 > 補助対象上限額：35,600円

→専攻科支援金の額35,600円

<区分2>

授業料の月額に相当する額の1/2：19,000円 > 補助対象上限額17,800円

→専攻科支援金の額17,800円

例2）私立の高等学校（通信制課程以外）で、授業料の月額に相当する額が15,000円の場合

<区分1>

授業料の月額に相当する額：15,000円 < 補助対象上限額：35,600円

→専攻科支援金の額15,000円

<区分2>

授業料の月額に相当する額の1/2：7,500円 < 補助対象上限額：17,800円

→専攻科支援金の額7,500円

※ 区分2の専攻科支援金の額が15,000円とはならないことに留意すること。

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

## 2 授業料債権への充当

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあっては、補助対象上限額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

（所得に応じた支給）

第5条 専攻科支援金は、第4条第1項のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である算定基準額の合算額により判断する。

区分	算定基準額の合算額	世帯年収の目安（参考）
区分1	100円未満	270万円未満程度
区分2	100円以上51,300円未満	270万～380万円未満程度

（受給資格認定）

第6条 専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書（様式1）に生計維持者の個人番号カードの写し等または課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校設置者に提出する。学校設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請書（様式1）、生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等（以下「所得判定に係る情報」という。）に基づき、受給資格認定申請者一覧（様式1（2））を作成した上で、受給資格認定申請書等とともに、知事に提出する。

2 知事は、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、結果については、学校設置者を通じて生徒に通知（様式3（1）及び様式4（1））するとともに、認定された者については、支給決定（予定）額も通知（様式14）する。

3 受給資格の認定に係る事務において留意すべき事項は様式1別紙のとおりとする。

（収入状況の届出）

第7条 前条の認定を受けた生徒は、毎年度、知事が別に定める期限までに、生計維持者の所得判定に係る情報を添付した収入状況届出書（様式1）を、学校設置者に提出しなければならない。ただし、既に生計維持者の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りではない。

2 学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、当該届出書等に基づき支給要件及び加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式1（3））を作成し、収入状況届出書及び生計維持者の所得判定に係る情報とともに知事に提出する。

3 知事は、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者を通じて生徒に支給決定（予定）（様式14）、変更支給決定（予定）（様式15）又は受給資格消滅を通知（様式5（1））する。

なお、生徒から収入状況届出の提出がなされないとき又は生徒が停学処分を受けたときは、専攻科支援金の支払いを一時差し止め、学校設置者を通じて生徒に通知（様式6）する。

- 4 生徒（支給停止されている者を除く。）は、生計維持者について変更があったときは、収入状況届出書等（様式1及び生計維持者の所得判定に係る情報）を、各学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の生計維持者の所得判定に係る情報を提出しているときは、当該片方の生計維持者の所得判定に係る情報を改めて添付することを要しない。支払の一時差止め期間中に、生計維持者の変更があった場合も同様とする。
- 5 知事は、前項に規定する届出書等が提出されたときは、当該届出書等の確認を行った上で、学校設置者を通じて生徒に支給決定（予定）（様式14）、変更支給決定（予定）（様式15）又は受給資格消滅（様式5（1））を通知する。

（休学に伴う専攻科支援金の支給停止、再開）

第8条 受給権者である生徒が休学する場合、学校設置者を通じて知事に対して専攻科支援金の支給停止を申し出ることができる。

- 2 専攻科支援金の支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式7（1））を学校設置者に提出する。
- 3 学校設置者は、生徒から支給停止申出書が提出されたときは、支給停止申出者一覧（様式7（2））を作成し、支給停止申出書とともに知事に提出する。
- 4 当該申出書等を受領した知事は、専攻科支援金支給停止を決定し、学校設置者を通じて生徒に通知（様式8（1））する。
- 5 休学を終えて専攻科支援金の支給再開を希望する生徒は、学校設置者を通じて知事に対して専攻科支援金の支給再開を申し出ることができる。
- 6 専攻科支援金の支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書（様式9（1））に収入状況届出書等を添付して学校設置者に提出する。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。
- 7 学校設置者は、生徒から支給再開申出書及び収入状況届出書等が提出されたときは、収入状況届出者一覧（様式1（3））及び支給再開申出者一覧（様式9（2））を作成し、支給再開申出書及び収入状況届出書等とともに知事に提出する。
- 8 専攻科支援金の支給再開申出書及び収入状況届出書等を受領した知事は、支給の可否及び支給額について判定し、学校設置者を通じて生徒に支給再開（様式10（1））又は受給資格消滅（様式5（1））を通知する。

（退学、除籍及び転学等に伴う専攻科支援金の受給資格消滅の通知、専攻科支援金支給実績証明書）

第9条 学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合は、個人対象要件証明書（様式2（1））及び受給資格消滅者一覧（様式5（2））を作成し知事に提出する。

- 2 知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の専攻科支援金受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒に通知（様式5（1））する。
- 3 受給資格消滅通知を紛失等した生徒は、専攻科支援金支給実績証明書の発行を知事に申請（様式11）することができる。知事は当該申請があった場合は、専攻科支援金支給実績証明書（様式12）を発行する。

（授業料の額の提出等）

第10条 学校設置者は、受給権者である生徒について、その授業料を減免したときは、速やかに授業料変更届（様式13）を作成し、知事に提出する。当該授業料の額を変更するときも、同様とする。

(家計急変支援制度の受給資格認定)

- 第11条 家計急変支援制度は、生計維持者の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することができない離職等により、従前得ていた収入を得ることができない場合、前年の課税所得によらず特例的に支援するものである。
- 2 前項による専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書(様式1の2)に、必要事項を記入の上、生計維持者の所得判定に係る情報及び家計急変事由を証明する書類(以下「事由証明書類」という。)を添付して速やかに学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を受けなければならない。
  - 3 前項において、当該生徒が第6条第1項に規定する受給資格申請又は第7条第1項に規定する収入状況届出の際に、生計維持者の所得判定に係る情報を提出している場合は、その添付を省略することができる。
  - 4 学校設置者は、生徒から提出された申請書等に基づき、事由審査(1次審査)を行った上で、受給資格認定申請者一覧(様式1(2))を作成し、受給資格認定申請書等とともに知事に提出する。
  - 5 知事は、学校設置者から提出された受給資格認定申請書等に基づき、家計急変事由の認定又は不認定を決定し、認定となった場合は、収入審査(2次審査)に移行する。不認定の場合は、学校設置者を通じて生徒に通知(様式4(1))する。ただし、これまで通常の専攻科支援金を受給している場合は、通知しない。
  - 6 学校設置者は、収入審査(2次審査)に移行する申請について、生徒に家計急変事由発生後の収入証明書類の提出を求め、収入審査(2次審査)を行い、収入証明書類を取りまとめた上で、知事へ提出する。
  - 7 知事は、学校設置者から提出された収入証明書類を確認した上で、家計急変支援の対象となるか判定し、認定又は不認定を決定する。結果については、学校設置者を通じて生徒に通知(様式3(1)及び様式4(1))するとともに、認定された者については、支給決定(予定)額も通知(様式14)する。ただし、これまで通常の専攻科支援金を受給している場合で、家計急変支援の対象となった場合は、変更支給決定(予定)(様式15)を、家計急変支援の対象とならなかった場合は、収入審査結果(様式16)を、学校設置者を通じて生徒に通知する。
  - 8 受給資格の認定に係る事務において留意すべき事項は様式1の2別紙のとおりとする。

(家計急変支援制度の収入回復届出)

- 第12条 学校設置者は、家計急変支援の対象となった生徒(以下「特例受給権者である生徒」という。)に対して、収入回復届出書(様式17)を予め配布する。
- 2 生徒は、生計維持者が再就職等し、家計急変支援の収入要件を満たさなくなったときは、収入回復届出書及び収入状況届出書に収入が回復したことを証明する書類を添付し、学校を通じて知事に提出する。
  - 3 知事は、学校設置者から提出された収入回復届出書を確認し、支給区分の変更、通常の専攻科支援金の支給、もしくは受給資格の消滅を決定する。結果については、学校設置者を通じて生徒に変更支給決定(予定)(様式15)又は受給資格消滅(様式5(1))を通知する。

(家計急変支援制度の収入状況届出)

- 第13条 学校設置者は、収入状況届出書(様式1の2)を特例受給権者である生徒に配布する。
- 2 生徒は、知事が定める日までに、収入状況届出書に必要事項を記入した上で、収入証明書類及び生計維持者の所得判定に係る情報を添付して学校設置者に提出する。ただし、生計維持者の所得判定に係る情報について、既に生計維持者の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りではない。
  - 3 学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、当該届出書等に基づき支給要件及び加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧(様式1(3))を作成し、収入状況届出書及び生計維持者の所得判定に係る情報とともに知事に提出する。
  - 4 知事は、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定

を行い、学校設置者を通じて生徒等に支給決定（予定）（様式14）、変更支給決定（予定）（様式15）又は受給資格消滅を通知（様式5（1））する。

なお、生徒から収入状況届出の提出がなされないとき又は生徒が停学処分を受けたときは、専攻科支援金の支払いを一時差し止め、学校設置者を通じて生徒等に通知（様式6）する。

（家計急変支援制度のその他）

第14条 休学に伴う専攻科支援金の支給停止、再開、退学、除籍及び転学等に伴う専攻科支援金の受給資格消滅の通知、専攻科支援金支給実績証明書、授業料の額の提出等については、第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、「受給権者である生徒等」とあるのは、「特例受給権者である生徒等」と読み替えるものとする。

（その他の基準）

第15条 専攻科支援金に関する基準は、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月19日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月分以前の月分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の「鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領」第12条第2項、第3項、第14条第1項及び第2項の規定の適用については、令和6年9月30日までの間、同項中「所得判定に係る情報」とあるのは、「課税証明書等」とし、第13条第2項ただし書きの規定は適用しない。